

「オムニバス規則」案について

- 2025年2月26日、欧州委員会は、企業サステナビリティDD指令(CSDDD)等の規制を簡素化する「オムニバス規則」案を公表した。これは、EU域内の競争力強化の観点から、企業の報告要件に伴う負担を少なくとも25%、中小企業については少なくとも35%削減することを目指す取組の一環。
- 提案されているCSDDDの主な改正点は以下のとおり。
 - EU加盟国がCSDDDを国内法化する期限と、適用開始時期の第1弾を1年延期
 - 間接の事業パートナーにおける負の影響(その可能性を含む)の詳細評価に関する義務を削除し、負の影響が発生した、又は発生する可能性があることを示すもっともらしい情報を有している場合にのみ、直接の事業パートナーを超えた完全なDDを要求
 - DDの要求事項に関するその他の側面を簡素化(定期的な評価の頻度を毎年から5年に1度に削減する一方で、DDの措置が適切または効果的でないとする合理的な根拠がある場合は随時更新する必要があることを明確化/ステークホルダー・エンゲージメントに関する義務を合理化/最終手段としての取引関係の終了義務を削除/等)
 - 適用対象企業が、中小企業の事業パートナーに要求できる情報を、CSRDにおける自主的なサステナビリティ報告基準に規定された情報に限定(マッピングにおいて追加的な情報が必要であり、その他の合理的な方法でその情報を得ることができない場合を除く)
 - 民事責任に関するEU域内の協調条件を削除。労働組合やNGOによる代表訴訟に関するEU構成国の義務を削除し、各国における民事責任制度を参照。これらの民事責任規程が、被害が発生した第三国におけるその他の適用可能な規則に優先するかどうかは、EU構成国の法律に委ねる。
 - 気候変動の緩和のための移行計画の採択要件をCSRDと整合。
 - EU全体で公平な競争条件をより確実にするため、中核的なDD義務に関するより多くの条項に規制の協調を拡大。
 - CSDDDの範囲に金融サービスを含めることに関する見直し条項を削除。

※ 現時点では欧州委員会が規則案を提示した段階であり、オムニバス規則の正式な法制化には、欧州議会と欧州理事会での採択が必要。

(出所) 欧州委員会プレスリリース “Commission simplifies rules on sustainability and EU investments, delivering over €6 billion in administrative relief”
https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/ip_25_614 及び

同 “Questions and answers on simplification omnibus I and II” (https://ec.europa.eu/commission/presscorner/detail/en/qanda_25_615) を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「オムニバス規則」案の概要（1/5）

オムニバス規則案で提案されているCSDDDの修正内容(概要)

項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
適用開始時期	<p>■ EU域内企業【第37条(a)(b)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平均従業員数が5,000人超、かつ全世界売上高が15億ユーロ超： 2027年7月 ● 平均従業員数が3,000人超、かつ全世界売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 ● 平均従業員数が1,000人超、かつ全世界売上高が4.5億ユーロ超の企業等^{※1}： 2029年7月 <p>■ EU域外企業【第37条(c)(d)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EU域内売上高が15億ユーロ超： 2027年7月 ● EU域内売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 ● EU域内売上高が4.5億ユーロ超の企業等^{※2}： 2029年7月 	<p>■ EU域内企業【第37条(a)(c)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平均従業員数が3,000人超、かつ全世界売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 ● 平均従業員数が1,000人超、かつ全世界売上高が4.5億ユーロ超の企業等^{※1}： 2029年7月 <p>⇒平均従業員数5,000人超、かつ全世界売上高が15億ユーロ超の企業への適用開始時期を1年延期</p> <p>■ EU域外企業【第37条(b)(c)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● EU域内売上高が9億ユーロ超： 2028年7月 ● EU域内売上高が4.5億ユーロ超の企業等^{※2}： 2029年7月 <p>⇒EU域内売上高が15億ユーロ超の企業への適用開始時期を1年延期</p>

※1 EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度におけるロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループの全世界売上高が8,000万ユーロ超の企業

※2 EU域内にてフランチャイズ又はライセンス契約を締結している企業又はグループの最終親会社で、直近会計年度の前会計年度におけるEU域内でのロイヤルティが2,250万ユーロ超、かつ、当該企業又はグループEU域内売上高が8,000万ユーロ超の企業

(出所) 欧州連合「Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859」及び欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards the dates from which Member States are to apply certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「オムニバス規則」案の概要（2/5）

オムニバス規則案で提案されているCSDDDの修正内容（概要）／続き

項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ DDを企業方針及びリスクマネジメントシステムに組み込む【第7条】 <ul style="list-style-type: none"> - 方針の策定時には従業員及びその代表者との事前協議が必要 - 方針には、「DDに関する自社のアプローチ」「自社・子会社・取引先が遵守する行動規範」「関連方針にDDを統合し実行するためのプロセス」のすべてを含むことが必要 	-
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現に生じた及び潜在的な負の影響の特定及び評価【第8条】 <ul style="list-style-type: none"> - 発生可能性及び深刻度が最も高いと思われる一般的な領域を特定するため、バリューチェーンのマッピングを行う - マッピングの結果に基づき、負の影響の発生可能性及び深刻度が最も高いと特定された領域について、綿密な分析を行う - 詳細な評価を行う際、合理的であれば、負の影響が発生する可能性が最も高い取引先から直接情報を得ることを優先 - 特定した全ての負の影響を同時に、かつ、全範囲において防止・軽減・停止・最小化できない場合、負の影響の深刻さと発生可能性に基づいて、優先順位付けを行う 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 現に生じた及び潜在的な負の影響の特定及び評価【第8条】 <ul style="list-style-type: none"> - マッピングの結果に基づく綿密な分析は、その企業自ら及び子会社における事業と直接の事業パートナーについて実施 - 間接の事業パートナーについては、負の影響が生じている、又は生じる可能性があることを示すもっともらしい情報を入手した場合には、綿密な分析を実施 - バリューチェーンのマッピングに際して、従業員500人未満の直接の事業パートナーから取得できる情報を、別途規定する自主的基準の範囲に原則として制限 <p>⇒DDの範囲を原則としてバリューチェーン上の直接の事業パートナーまでに制限するとともに、事業パートナー側の負担を軽減</p>

(出所) 欧州連合「Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859」及び欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「オムニバス規則」案の概要（3/5）

オムニバス規則案で提案されているCSDDDの修正内容（概要）／続き

項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	<p>■ 潜在的な負の影響の防止、現に生じた負の影響の収束化・回復措置【第10~12条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 潜在的な又は実際の負の影響との関わり方を十分に考慮する - 関連する場合、明確な期限及び改善指標を伴う行動計画の策定、直接取引先による行動規範及び防止行動計画の遵守に関する契約上の保証取得、設備・生産・業務プロセスへの投資・更新等、事業計画・戦略等の修正・改善、取引先の中小企業に対する金銭的・非金銭的な支援、他の団体との協力を行う - 取引関係の停止は最後の手段として用いる - 負の影響を引き起こした、または共同で引き起こした場合、是正措置を提供する 	<p>■ 潜在的な負の影響の防止、現に生じた負の影響の収束化・回復措置【第10~12条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 負の影響の防止又は適切な軽減が出来なかった場合は、最後の手段として、新たな関係の締結又は延長の差し控え、強化された防止行動計画の遅滞ない採用・実施、関連する活動に関する取引関係の一時停止を行う - 強化された防止行動計画が成功する見込みが合理的に存在する限り、取引先との関係を継続している事実だけでは、企業の責任は発生しない <p>⇒負の影響を防止・収束化するための取組として、最後の手段として位置付けられていた事業パートナーとの取引関係の停止義務は削除</p>
	<p>■ ステークホルダーとの有意なエンゲージメント【第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - ステークホルダーとの協議は、負の影響の特定・評価・優先順位付けに必要な情報収集、防止・是正行動計画の策定、取引関係の終了・一時停止の決定、負の影響を回復する適切な措置の採用、モニタリング指標の設定（必要に応じて）、の各段階で行う - 企業は、効果的かつ透明性のある協議を実施するために、適宜、関連する包括的な情報を提供 - ステークホルダーとの効果的な対話が合理的に不可能な場合、信頼可能な専門家と追加的に協議する 	<p>■ ステークホルダーとの有意なエンゲージメント【第13条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - ステークホルダーとの協議は、負の影響の特定・評価・優先順位付けに必要な情報収集、防止・是正行動計画の策定、負の影響を回復する適切な措置の採用、の各段階で行う <p>⇒ステークホルダーとの協議を行う必要があるタイミングを限定</p> <p>あわせて、ステークホルダーに関する定義（第3条）を変更しており、協議対象を、自社・子会社・事業パートナーの製品・サービス・事業によって権利又は利益に直接的な影響を受ける自社・子会社・事業パートナーの従業員、労働組合・労働者代表、個人・コミュニティに限定</p>

（出所） 欧州連合「Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859」及び欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「オムニバス規則」案の概要（4/5）

オムニバス規則案で提案されているCSDDDの修正内容（概要）／続き

項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	<p>■ 通知制度及び苦情対応手続きの確立・維持【第14条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - (a)負の影響の影響を受けるか、その可能性がある合理的根拠に基づき信じる者、及びその代理人（市民社会組織等）、(b)活動の連鎖で働く個人を代表する労働組合等、並びに(c)環境への負の影響に関する経験を有する市民社会組織が、苦情を申し出るために、公平で、一般に公開されアクセス可能で、予測可能で、透明な手続きを確立する 	—
	<p>■ DD方針及び対策の有効性のモニタリング【第15条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最低でも12か月ごとに、定期的に、また、重大な変化が生じた際は遅滞なく、DDの実施状況、適切性及び有効性を評価する 	<p>■ DD方針及び対策の有効性のモニタリング【第15条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 最低でも5年ごとに、定期的に、また、DD措置が適切又は効果的ではないと考えられる場合や、重大な変化が生じた際は遅滞なく、DDの実施状況、適切性及び有効性を評価する <p>⇒モニタリングの実施頻度を削減</p>
	<p>■ DDに関する情報の公表【第16条】</p> <ul style="list-style-type: none"> - 年次報告書をウェブサイトで公表する（報告内容は2027年3月末までに欧州委員会が委任法により定める） - 企業サステナビリティ報告指令（CSRD）に基づく開示義務の適用対象企業には、CSDDDに基づく開示義務は適用されない 	—

（出所） 欧州連合「Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859」及び欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

「オムニバス規則」案の概要（5/5）

オムニバス規則案で提案されているCSDDDの修正内容（概要）／続き

項目	現在のCSDDDの内容	オムニバス規則案で提案されている修正内容
企業の義務	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の内容を含む、気候変動緩和のための移行計画の策定・施行【第22条】 <ul style="list-style-type: none"> - 科学的根拠に基づく、2030年及び2050年までの5年毎の気候変動緩和に関する目標 - スコープ1、2及びスコープ3の重要カテゴリのGHG排出削減目標（総量の絶対値） - 目標達成のための主要な活動の説明 - 移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模 - 移行計画に関する管理・経営・監督機関の役割の説明 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 以下の内容を含む、気候変動緩和のための移行計画（実施行動を含む）の策定【第22条】 <ul style="list-style-type: none"> - 科学的根拠に基づく、2030年及び2050年までの5年毎の気候変動緩和に関する目標 - スコープ1、2及びスコープ3の重要カテゴリのGHG排出削減目標（総量の絶対値） - 目標達成のための主要な活動の説明 - 移行計画のための投資や資金調達の説明及び規模 - 移行計画に関する管理・経営・監督機関の役割の説明 <p style="color: red; margin-top: 10px;">⇒移行計画の策定・施行ではなく、実施行動を含む移行計画の策定に変更</p>
罰則	<ul style="list-style-type: none"> ■ 罰金（当該違反企業の罰金を科される直近会計年度における全世界売上高の少なくとも5%を上限）【第27条】 ■ 負の影響の防止・停止・是正に関する義務を故意又は過失により遵守しなかった場合の民事責任【第29条】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 罰金の上限額に関する最低水準の規定は削除 ■ EU共通の民事責任規程を削除し、EU構成国の制度に委ねる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 欧州委員会は、2027年までに、事業パートナーにおける負の影響の防止・停止のための自主的なモデル契約条項に関する指針を採択【第18条】 ■ 欧州委員会は、2027年までに、DDに関する一般的、セクター別、又は特定の負の影響等に関するガイドラインを発行【第19条】 ■ 欧州委員会は、2026年までに、金融サービス及び投資活動に関する追加的なDDの義務を定める必要性を検討【第36条】 	<ul style="list-style-type: none"> ■ DDの実施方法に関するガイダンスの発行時期を、2026年7月に早める ■ 欧州委員会による、金融サービス及び投資活動に関する追加的なDDの義務を定める必要性の検討義務を削除

（出所）欧州連合「Directive (EU) 2024/1760 of the European Parliament and of the Council of 13 June 2024 on corporate sustainability due diligence and amending Directive (EU) 2019/1937 and Regulation (EU) 2023/2859」及び欧州委員会「Proposal for a DIRECTIVE OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL amending Directives 2006/43/EC, 2013/34/EU, (EU) 2022/2464 and (EU) 2024/1760 as regards certain corporate sustainability reporting and due diligence requirements」を基に三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成